

## 1 本校の教育方針

本校の歴史は、慶応義塾の福沢諭吉先生の支援を受け、神戸港の貿易の発展を担う人材育成を目的として、明治11(1878)年1月に開学した神戸商業講習所に始まる。現在は、商業科(学年5クラス)及び、昭和61(1986)年4月に設置した情報科と会計科(学年各1クラス)により専門性の深化を図っている。

「自主・創造・感謝」を校訓に、教育基本法に基づき、学校教育法の趣旨に則り、国及び社会に有為な産業人を育成するとともに、文化の創造と発展に貢献する資質を養い、「こころ豊かで自立する人づくり」に努めている。

## 2 いじめ問題に関する基本的な考え方

「いじめ」は、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものと捉える。（兵庫県いじめ防止基本方針より）

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」を保護者・地域住民と共に取り組み、全校生徒が安心して充実した学校生活を送れるよう、いじめを許さない学校づくりを推進する。

また、いじめ防止の状況等の変化に対応するため、必要な改善を進めていく。

## 3 いじめ防止等の指導體制・組織的対応等

### (1) 組織的な対応の徹底

特定の教職員が問題を抱え込むことがないように、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成されるいじめ対策組織を中心とした情報共有の体制をつくり、実効性の高い取組にする。また、学校だけでは困難な事案について、キャンパスカウンセラー等を活用して専門的・多角的な支援を行う。

**別紙1** 校内指導體制

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

**別紙2** 組織的対応

## (2) いじめ未然防止及び教職員の対応能力の向上

教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

**別紙3** チェックリスト

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

また、全教職員に法令の趣旨や法令に基づく対応を周知するよう研修の充実等を図る。

**別紙4** 年間指導計画

## (3) ネットいじめへの対応の充実

スマートフォン等によるネットいじめの増加に対応するため、情報モラル教育の充実を推進する。また、学校との連携の下、法令等に規定された保護者の責務に関する理解を深め、インターネットやスマートフォンなどの使用時間や活用方法等について、家庭のルールづくりを行い、実行することの理解を求める。

# 4 重大事態への対応

## (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

いじめは、学校現場において日々起こる可能性があり、最悪の場合には生徒の自殺という極めて重大な事態をも引き起こす場合があることを肝に銘じて日常の指導にあたる。

## (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となり、校務運営委員会のメンバーや関係職員からなる「いじめ対応チーム」を設置して対応する。この緊急対策会議には、必要に応じ外部の専門家等を加えるものとする。

### ア 関係する保護者への対応

学校は、アンケート等により当該重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行ない（いじめ防止対策推進法第28条1項）、その結果を被害生徒・保護者に対し、必要な情報を適切に提供する（同法第28条2項）。関係する保護者の心情に十分寄り添った適切な対応を心がけるようにする。

### イ 一般の保護者への対応

事案によっては、学年または全校のすべての保護者に対して説明する必要性の有無を判断し、必要であれば当事者の同意を得た上で、説明文書を配布する、あるいは、緊急保護者会を開催する。

### ウ 調査組織への対応

事案によっては、県教育委員会が設置する重大事案調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。